

## FP Topics = 障害年金の概要について = 2021年12月号

早くも年末がやってきました、つい先日お正月だったような気がするのは私だけでしょうか？小学生時代に体感していた時間とくらべると、感覚的な差異はかなりあるようですね、詳しいことはわかりませんが・・・

年金シリーズも終盤に近づき、今月は“障害年金”について、その概要を解説してみたいと思います。

ここまでお話してきた年金の内容も、複雑極まりないと思うのですが、この障害年金はそれに輪をかけて複雑怪奇なことで知られています。なので、その概要部分、“障害年金”とはなんぞや？というところを解説してみます。

### ★障害年金とは★

障害年金とは、公的年金加入中に発生した病気やケガで障害を負った場合に、受給することができる障害給付です。先月号の遺族年金と同じく、継続して受給する年金と一時金があります。

障害の状態は、その程度によって障害等級表に定められています。その対象となる傷病はたいへん幅広いことから、該当するか否かの判断は年金事務所や障害年金を専門とする社会保険労務士さんなどに相談するようにしてください。

障害等級は、1級～3級と障害手当金の4種類あります。障害手当金は3級より軽度な障害の場合に適用されます。具体的に対象となる人と、その障害年金の種類については、右表で確認してください。

また、障害年金の受給については、次の2つの時点を明らかにする必要があります。この2点を明らかにすることがたいへん重要なポイントとなります。

初診日	障害の原因となった病気やケガで、初めて医師を受診した日。
-----	------------------------------

障害認定日	初診日から1年6か月経過した日、もしくはその間に(治った日)症状が固定した日。
-------	---

### = 対象となる人と障害年金の種類 =

#### 第一号被保険者（自営業等）

障害等級（障害の程度）	年金の種類
障害等級 1, 2級	障害基礎年金

#### 第二号被保険者（会社員や公務員）

障害等級（障害の程度）	年金の種類
障害等級 1, 2級	障害厚生年金 障害基礎年金
障害等級3級	障害厚生年金
障害等級3級より軽い程度の場合	障害手当金（一時金）

#### 第三号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者）

障害等級（障害の程度）	年金の種類
障害等級 1, 2級	障害基礎年金

第二号被保険者は障害等級1、2級の場合、障害基礎年金と障害厚生年金を併せて受給することができます。また、障害等級3級や障害手当金の設定もあり、第一号・三号被保険者と比較して手厚い制度となっているようです。

重要なポイントである、左の初診日が不明の場合、その初診日を証明する書類を確認する方法が緩和されています。第三者が証明する書類などで、初診日が認定されるかを審査請求できるようになっています。



## = 障害年金を受給するための条件 =

- ▶ 初診日に国民年金に加入していること。
- ▶ 障害認定日に1級、2級の障害等級に該当していること。
- ▶ 保険料を納付していること（一定の要件あり）。

## = 障害基礎年金の受給金額 =

障害基礎年金（2021年度）		（単位：円）
障害等級1級	年額：976,125（月額81,343）	
障害等級2級	年額：780,900（月額65,075）	



子がいる場合	2人目まで：1人 224,700を加算
	3人目以降：1人 74,900を加算

## = 障害厚生年金の受給金額 =

障害厚生年金（2021年度）		（単位：円）
障害等級1級	2級厚生障害年金 × 1.25倍	
障害等級2級	報酬比例額（老齢厚生年金と同じ計算）	
障害等級3級	2級厚生障害年金と同じ計算式 最低保証額：年額 585,700	
3級よりも やや軽度	障害手当金（一時金）2級年金額×2倍 最低保証額：一括支給 1,171,400	

会社員や公務員が障害等級1級・2級に該当する場合、障害基礎年金と併せて障害厚生年金を受給することができます。また、配偶者がいるときは、加給年金として年額224,700円が加算されます。

その他、障害年金受給中に障害の程度に変化があった場合等には、年金額が変更になります。障害等級の認定には様々なものがあるようですが、受給するための条件（保険料納付要件等）も難解です。気になることがありましたら、年金事務所または障害年金を専門としている社会保険労務士さん等にご相談されることをお勧めします。

## = 障害年金請求手続きの流れ =

- ① 初診日を確認する
- ② 障害認定日における障害の状態を確認する
- ③ 障害年金の請求をする
- ④ 年金決定通知書等が届く（請求後約3か月ほど）
- ⑤ 最初の振込（決定通知後約1～2か月）

通知内容に不服がある場合、通知書が届いた日から3か月以内であれば、不服申し立てをすることができます。

## ～今月の山便り～

大峯山寺の裏手から、行場のような雰囲気気を良くして、辺りを観察しながら歩いていました。が、突然行き止まりになった。という状況からお話は続きます。雨は相変わらず激しく降りつづいています。

よく見ると、腰あたりまでの岩が立ちふさがっていて、その岩を乗り越す感じです。岩の向こう側を覗いてみると、かなりの角度で下っているように見えました。なぜか、その時の景色は白黒映像でしか思い返せないのです。

もしこの岩を乗り越すとしたら、こうして、こうして・・・と体の動きを確認した次の瞬間、ズルツという音とともに体が下に落ちてしまいました。ザックの重さで体が振られたのかもしれませんが。あー落ちた～～という感覚で、一瞬目をつぶりました、が、次の瞬間体がふっと止まったのです???

ザツという音（ザックが擦れる音）が聞こえたようにも感じましたが、ザックが擦れるような狭い空間ではないようにも感じました。足を着いたような感覚もありません。目の前の岩（上部）を確認すると背丈くらいの高さは落ちていました。

足元を探っていると、右の方に足を掛けられそうです。うまくバランスを確保しながら、一段下の平らなスペースに落ち着くことができました。ここから冷静に判断しなければいけません。が、見上げるともう登り返すことはできそうもありません。

降りるしかないと覚悟をきめ、先を確認しますが、60～70度くらいの絶壁に20cmもないくらいのバンド（岩棚）が下っているように見えました。重荷・確保無しの垂壁下りトラバース（横断）です。

